

令和2年6月愛荘町議会定例会会議録

令和2年6月5日（金）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 報告第 5号 令和元年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 承認第 5号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 7号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 8号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 9号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第10号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第38号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第39号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7・日程第9

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡忍ミ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君

13番 辰 己 保 君

14番 河 村 善 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
産業担当政策監	中村喜久夫君	福祉担当政策監	岡部得晴君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	福 祉 課 長	田中孝幸君
税 務 課 長	北村章夫君	住 民 課 長	阪本 崇君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	農 林 商 工 課 長	北川三津夫君
子ども支援課長	森 まゆみ君		

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 郁 子 書 記 宮 川 佳 衣 奈

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、議案説明につきましても自席での説明とさせていただきますので、ご了解ください。

また、感染症予防のためには、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要であることから、議会での質問および答弁につきましては簡潔に行われるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎報告第5号の上程、報告

○議長（河村善一君） 日程第1、報告第5号 令和元年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題にします。

町当局の報告を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） おはようございます。それでは、報告第5号を報告・説明させていただきます。議案書1ページをお願いいたします。

報告第5号 令和元年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。2ページをお願いいたします。

一般会計でございます。3款民生費社会福祉費、児童福祉施設改修事業4,532万6,000円は、学童プール・やすらぎ学童など町内6施設の特殊建築物定期調査による防火基準上の基準を満たしていない施設について改修を行うものでございます。

6款農林水産業費農業費、担い手確保・経営強化支援事業は、翌年度繰越額は国の経済支援として農業者が機械導入を申請されましたが、不採択により繰越分はございません。

下段、溜池耐震調査事業2,000万円は、町内溜池6か所分で防火重点溜池の耐震調査

業務委託でございます。

10 款教育費教育総務費、G I G Aスクール整備事業 1 億 8,551 万円は、町内小中学校で国の令和元年度補正予算における G I G Aスクール構想の実現に向けて、高速大容量の通信ネットワークの環境整備でございます。

下段、学校教育施設体育館非構造部材耐震化等対策事業 5,285 万 9,000 円は、秦荘東小学校・秦荘西小学校・愛知川小学校・秦荘中学校の体育館の天井に設置している電灯等の非構造部材の耐震化および特殊建築物調査結果による改善を行うものでございます。

下段、愛知川小学校トイレ改修事業 2,680 万 4,000 円は、愛知川小学校の和式トイレが多く、洋式トイレへ改修を行うものでございます。

下段、愛知中学校校舎等大規模増改築事業 6 億 3,850 万 9,000 円は、令和元年度に債務負担行為を行いまして、令和元年度から令和 4 年度まで工事を行うものでございます。

教育費小学校費、教科書等購入事業 168 万 8,000 円は、教師用の令和 2 年度下半期に使用する教科書下巻を購入するものでございます。

翌年度の繰越額といたしまして、合計 9 億 7,069 万 6,000 円を繰り越したもので、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（河村善一君） これでは報告第 5 号を終わります。

◎承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第 2、承認第 5 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書 3 ページでございます。承認第 5 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月 1 2 日付けで次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。

4 ページには改正条文を記載しておりますが、改正理由・要旨につきましては、別冊

でホチキス留めでございますけれども、改正条例説明資料の1ページでございます。1ページから2ページ、3ページから6ページは新旧対照表になってございます。

改正条例の説明資料でご説明をいたします。1ページでございます。

まず、今回の改正につきましては、今般のコロナウイルス感染症拡大に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、施行されましたことから、本条例の規定について所要の改正を行ったものでございます。

この改正条例の要旨は、1ページの1番から裏面の6番まで記載しております。今回の税条例等の改正は2条立ての改正で、いずれも地方税法の改正に伴うものでございます。まず改正条文の第1条の関係でございます。

1番の附則第10条の2の改正内容は、わがまち特例の特例率について規定するもので、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する事業用家屋および構築物に対する固定資産税課税標準について、市町村の条例で定める割合をゼロとしたものでございます。施行日は令和2年5月12日でございます。

次、2番でございます。附則第15条2の改正は、令和元年10月1日以降に購入した軽自動車に係る環境性能割の非課税期間を、令和3年3月31日まで6か月間延長したものでございます。施行日は令和2年5月12日でございます。

3番の附則第24条の改正内容は、令和2年2月から一定期間、収入が大幅に減少した場合において、徴収を猶予することができる特例が設けられたことに伴い、税条例において規定の整備を行ったもので、施行日は令和2年5月12日でございます。

次に、改正条文の第2条関係でございます。4番の附則第10条の2の改正内容は法律の条ずれによる改正で、施行日は令和3年1月1日でございます。

5番の附則第25条の改正内容です。地方税法附則第60条第3項において条例に委任している事項の細目を定めるもので、今回の影響によって中止となった行事等の入場料について払い戻しを放棄した場合、寄付金控除の対象としたものでございます。施行日は令和3年1月1日でございます。

2ページをお願いいたします。6番の附則第26条の改正内容です。今回の影響による救済措置として、住宅取得借入金等特別控除の適用範囲を、平成22年から令和15年度までとしていたものを、平成22年から令和16年度までと延長したものでございます。施行日は令和3年1月1日でございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第5号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第3、承認第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書5ページでございます。承認第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月12日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。

次ページの6ページには改正条文を記載しておりますが、改正理由・要旨につきましては別冊、先ほどの改正条例説明資料の7ページをお願いいたします。新旧対照表は8ページでございます。

7ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、今般のコロナウイルス感染症拡大に伴い、厚生労働省ならびに総務省からの通達の趣旨により、本条例の規定について所要の改正を行ったものでございます。この改正条例の要旨は、7ページに記載

しております。

今般の国民健康保険税条例等の改正は、愛荘町国民健康保険税条例第 23 条に規定しております国民健康保険税の減免を受けるための申請書の提出期限を、納期限前 7 日までとしていたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるものと町長が認めた場合はこの限りでないとしたもので、施行日は令和 2 年 5 月 1 2 日でございます。以上、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第 6 号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第 6 号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第 4、承認第 7 号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） おはようございます。それでは、承認第 7 号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、説明させていただきます。議案書の 7 ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月 1 2 日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。別冊改正条例説明資料でご説明いたしますので、9 ページをお願いしたい

と思います。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が表れたことにより療養し労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定の期間に限り傷病手当金を支給するため所要の改正を行ったものでございます。

要旨としましては、厚生労働省より傷病手当金の支給に関して所要の措置を講ずることとされたことにより、附則に6項目を追加したものです。

具体的には、5項では支給の要件、6項では支給金額、7項では支給の期間を定めております。8項から10項については、傷病手当金と給与等の調整について定めているものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行いたしまして、傷病手当金の支給は令和2年1月1日から規則で定める日までを適用するものでございます。

11ページ以降は、新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第7号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第5、承認第8号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、承認第8号についてご説明させていただきます。愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、説明させていただきますので、議案書の10ページをお願いしたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月12日付けで次のように専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。別冊改正条例説明資料でご説明いたしますので、13ページをお願いしたいと思います。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が表れたことにより労務に服することができなくなった給与等の支払いを受けている後期高齢者医療被保険者に対して、滋賀県後期高齢者医療広域連合が傷病手当を支給するにあたり、町が行う事務に当該傷病手当金の支給申請書の提出の受付業務を加えるために、所要の改正を行ったものでございます。

改正後の条例につきましては、公布の日から施行したものでございます。

14ページは、新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第8号 愛荘町後期高齢者

医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第6、承認第9号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 承認第9号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、説明をさせていただきます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月12日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。別冊改正条例説明資料でご説明いたしますので、15ページをお願いしたいと思います。

まず改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、介護保険等の保険料の免除等を行うこととされたことによりまして、厚生労働省より新型コロナウイルスの影響による減免に関して、所定の基準により減免措置を実施する場合、財政支援を行うこととされたことを受けて、減免基準について所要の改正を行ったものでございます。

要旨といたしましては、附則に次の2項を追加いたしました。第15項では、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限が定められた保険料の減免について、次のいずれかに該当する第1号被保険者についてとしているものでございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を追った場合、次に新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などが前年度収入に比べて10分の3以上減少する見込みで、かつ減少することが見込まれる収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である場合の二通りでございます。

また、第16項では、申請期限の特例を定めたものでございます。

改正後の条例は、公布の日から施行いたしまして、令和2年2月1日から適用するものでございます。

16 ページ・17 ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願
いたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第9号 愛荘町介護保険条
例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり
承認することに決定しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第7、承認第10号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にし
ます。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 承認第10号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについてを説明させて
いただきます。議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月12日付けで次のように専
決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするもの
でございます。別冊の補正予算（専決）の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300

万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 8,743 万 9,000 円とする
ものでございます。

事項別明細書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、先にご承認いただきました専決処分において、傷病手当金の支給をするための
条例改正と合わせて、今回予算措置を行ったものでございます。

まず、歳入の部でございます。7 款県支出金 2 項県補助金 3 目保険給付費等交付金は、
市町村分として新型コロナ対策傷病手当事業として支給される傷病手当金の特別交付
金 300 万円（補助率 10 分の 10）を追加したものでございます。

7 ページです。歳出の部、2 款保険給付費 6 項傷病手当諸費 1 目傷病手当金について
は、新型コロナ対策事業として新たに傷病手当金を支給するため、300 万円を計上した
ものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第 10 号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第 10 号 令和 2 年度愛荘
町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分につき承認を求めることに
ついては、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を 9 時 40 分とさせていただきます。

休憩 午前 9 時 28 分

再開 午前 9 時 40 分

○議長（河村善一君） 休憩前に続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第8 議案第38号を日程第9 議案第39号の次に変更し、日程第9 議案第39号を先に審議したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって日程順序を変更し、日程第9 議案第39号を先に審議することに決定しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第9、議案第39号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第39号をご説明させていただきます。補正予算書および補正予算の概要でございます。補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第39号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,696万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億4,896万1,000円とするものがございます。

事項別明細の前に、概要を申し上げます。今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策地方創生臨時交付金事業および町単独施策に係る事業ならびに経営体育成支援事業等でございます。

その主なものといたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る愛荘町の経済対策の4本柱としまして、感染症の拡大防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復および強靱な経済構造の構築を4本柱とし、これまで5月8日の臨時会における第1次補正予算など実施してまいりましたが、さらに幼稚園・小中学校における感染症対策の目的の備品等の購入、指定管理者への補てん、児童扶養手当受給世帯への上乗せ追加給付、愛荘町版プレミアム商品券の発行、自治会事業の再開円滑化への補助、中小企業等体制強化補助、GIGAスクール構想の実現に向けたタブレット等の整備事業、デジタル手

続法改正に伴う戸籍システムの改修および経営体育成支援事業等でございます。

それでは、事項別明細書で各項目の詳細につきましてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金14節社会保障税番号システム整備費補助金1,128万円の追加は、戸籍法改正およびデジタル手続法改正に伴う戸籍システム改修によるもので、補助率は10分の10でございます。

下段、25節地方創生臨時交付金9,299万4,000円の追加は、国の地方創生臨時交付金として示されたものでございます。

下段、3目衛生費国庫補助金2節母子保健衛生費補助金9万4,000円の追加は、妊婦へのマスク配布に伴う県の補助で、補助率は2分の1でございます。

下段、8目教育費国庫補助金5節公立学校情報機器整備費補助金6,610万5,000円は、GIGAスクール整備構想の実現に向けた児童生徒1人1台の端末を整備するもので、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年度中に小学校1年生から中学校3年生までのすべての児童生徒に支援を拡大するものでございます。

下段、7節学校臨時休業対策費補助金61万2,000円は、学校を臨時休業したことに伴い、学校給食を休止にしたことによる損失補償金に対するもので、補助率は4分の3でございます。

次に、15款県支出金2項県補助金5目農林水産業費県補助金2節農業振興補助金703万2,000円は、経営体育成支援事業補助金として農業者への機械補助金および農業ハウス強靱化緊急対策事業補助金として、既存ハウスにおける台風・大雪等の対策として補強等の被害防止対策を行う農業者に対して補助を行うもので、いずれも補助率は10分の10でございます。

下段、18款繰入金2項基金繰入金1名財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金として、6,684万4,000円を財源調整のために繰り入れるものでございます。

次、7ページでございます。9目教育振興基金繰入金1節教育振興基金繰入金7,200万円は、GIGAスクール構想の実現に向け整備を行うために繰り入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。2款総務費1項総務監理費1目一般管理費9節旅費5万1,000円の追加は、個人番号カードの受付事務に係るパートタイム会計年度任用職員の通勤手当の不足によるものでございます。

下段、5目財産管理費 11 節需用費 200 万円の追加は、コロナウイルス感染症対策のため公共施設等におけるアルコール消毒液や飛沫防止対策など消耗品の購入でございます。

下段、6目企画費 11 節需用費 155 万 2,000 円、12 節役務費 711 万 8,000 円、13 節委託料 6,033 万円は、あいしょうエール商品券事業として 30%のプレミアム付き商品券を発行するもので、1 万円で 3,000 円分のプレミアムが付いた商品券を 1 世帯 2 冊まで購入可能とし、消費喚起を行うことで地域経済の活性化を図るものでございます。

下段、19 節負担金、補助及び交付金 1,000 万円は、自治会が感染防止をしながら活動の再開に向けて取り組む事業に対する補助で、消耗品や備品購入品など補助率は 5 分の 4 でございます。

7 目電子計算費 13 節委託料 885 万 6,000 円の追加は、デジタル手続法の改正に伴い戸籍システムの改修を行うもので、戸籍附票の記載事項の追加でございます。

次、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉費総務費 11 節需用費 6,000 円、12 節役務費のうち通信運搬費 68 万 4,000 円の追加は、福祉医療受給券更新業務を窓口対応から郵送に切り替えるものでございます。

下段、役務費のうち手数料 30 万円、19 節負担金、補助及び交付金 635 万円の追加は、廃業や失業により生計維持が困難となり生活福祉資金を受けた世帯に、暮らしの応援金として貸付金の 4 分の 1、限度額 5 万円の給付を行うものでございます。また、住居確保給付金を受給された世帯に対し、住まいの応援金として、単身世帯へ 1 万 5,000 円、複数人世帯へ 3 万円を、最大 3 か月を限度に給付を行うものでございます。

次、9 ページでございます。児童福祉費 1 目児童福祉総務費 12 節役務費 22 万 2,000 円の追加は、児童扶養手当および学童保育所関係の手続き等を郵送による通知とするものでございます。

下段、19 節負担金、補助及び交付金 900 万円の追加は、ひとり親家庭等緊急応援金として児童扶養手当受給世帯の児童 1 人当たり 2 万円を町単独事業として給付を行うものでございます。

2 目児童福祉措置費 12 節役務費 20 万円の追加は、児童手当現況届を郵送に切り替えるものでございます。

下段、23 節償還品、利子及び割引料 122 万円の追加は、感染症対策として家庭保育にご協力いただいた保護者に対し、令和元年度 3 月分の保育料を還付をするものです。

次に4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費12節役務費35万9,000円の追加は、妊婦200名へマスク配布に伴う費用でございます。

10ページでございます。6款農林水産業費1項農業費3名農業振興費19節負担金、補助及び交付金703万2,000円の追加は、国の経営体育成支援事業として町内2地区（目加田・東円堂）の農業者への機械購入に係る支援事業、および農業ハウスの強靱化緊急対策事業補助金として、2名の農業者へのパイプハウス補強に伴う補助金の交付でございます。

次に7款商工費1項商工費2名商工振興費、財源補正でございます。先の補正予算として県と同一の要件で、町が上乘せをして行う中小企業・小規模事業者への支援、休止要請以外の事業所への町単独での支援、および中小企業・小規模事業者の今後の事業活動に資する新たな販路開拓に取り組む事業者に対する補助金を、町単独費用で計上していたものを、今回、国の地方創生臨時交付金のうち3,000万円を充当することによる財源補正でございます。

下段、3目観光費11節需用費10万円、および19節負担金補助及び交付金1,500万円の追加は、アフターコロナ中小企業等体制強化補助として、町内事業者等が安心して事業が再開できる環境の整備、および新たな環境下での事業開拓等の意欲的な取り組みによる体制強化として、補助率4分の3で限度額30万円を支援するものでございます。

次、13節委託料350万円、15節工事請負費1,600万円の追加は、観光事業が低迷する中で、近江鉄道愛知川駅併設のトイレを和式から洋式への整備、および本町への来訪者を誘導するための観光看板等の整備に向けた観光受入体制を強化するものでございます。

下段、消防費1項消防費3目防災対策費11節需用費869万円の追加は、今後、台風や水害の発生する出水期を迎えることから、町が開設する避難所の3密を回避するための間仕切り・消毒液・防護服セット、大人用マスク2万5,000枚、子供用マスク2万5,000枚、計5万枚など、備蓄用を含めた購入でございます。

次、11ページでございます。18節備品購入費750万円の追加は、町が開設する避難所の3密を回避するため、空気を循環させるサーキュレーターの備品購入費でございます。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費18節備品購入費1億3,893万円の追加は、国のGIGAスクール構想の実現のため新型コロナウイルス感染症緊急対策として、

令和5年度達成としていた義務教育一人1台の端末整備を、令和2年度に前倒しで実施する学習用端末2,400台、および指導者用端末126台の購入でございます。

下段2項小学校費1目学校管理費1節報酬169万7,000円の減額、13節委託料178万円の追加は、学校用務員を会計年度任用職員からシルバー人材センターの委託に変更したことによるものでございます。

9節旅費25万円の追加は、愛知川小学校および秦荘東小学校の会計年度任用職員の通勤手当の不足によるもの、11節需用費224万5,000円の追加は、各小学校の連絡袋・体温計・消毒液など消耗品の購入でございます。

14節使用料及び賃借料66万円、小学校の夏休み登校する児童への熱中症対策のため、ミスト機器のリース料でございます。

18節備品購入費149万4,000円の追加は、各小学校の空気清浄機および高圧滅菌機の購入でございます。

次、12ページをお願いいたします。3節中学校費1目学校管理費1節報酬92万7,000円は、会計年度任用職員の報償費から報酬への科目変更でございます。

9節旅費58万4,000円の追加は、両中学校会計年度任用職員の通勤手当の不足による追加でございます。

11節需用費90万6,000円の追加は、小学校同様の消毒液など消耗品の購入、14節使用料及び賃借料33万円の追加は、小学校同様の熱中症対策によるミスト機器のリース料、18節備品購入費74万7,000円の追加についても、小学校同様の空気清浄機等の購入でございます。

下段、4項幼稚園費1目幼稚園費11節需用費58万8,000円の追加は、小中学校同様の体温計など感染症対策に係る消耗品の購入でございます。

下段、6項保健体育費3目給食費22節補償補填及び賠償金181万7,000円の追加は、感染症対策のため学校を臨時休業することに伴い、学校給食を休止したことに生じた費用に対する損失補償でございます。

予算書13ページ・14ページは、給与費明細書でございます。

以上が一般会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） それでは、今回のコロナ禍で、当町愛荘町、非常にいろんな経済対策を打ち出されて、喜んでおります。ただ、その財源となるもの、それは財政調整基金から出たもの、町単独に事業に関しては。

そこで今一度、結局、財政調整基金は総額いくらあって、今回このコロナ禍によっていくら使って、また残はいくらあるのだということを明確にしないと、住民の皆さんも本当に、どこからこのお金が来ているのだということで思っておられますので、その点ははっきりと金額を示していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） ただいまのご質問でございますけれども、財政調整基金の現在高でございますけれども、ちょうどこの5月31日をもちまして出納閉鎖ということで、令和元年度の決算でございますけれども、財政調整基金といたしまして残高が21億7,860万2,000円でございます。

それに対しまして、今回までの取り崩しでございますけれども、まず当初予算でございますけれども、3億641万4,000円が当初の計上でございます。そこに5月8日の臨時会におきまして第1号補正では、定額給付金の1万円上乘せ等によりまして2億4,400万円を取り崩すということで計上しておりまして、今回そこにプラス6,684万4,000円ございまして、予算書の中では6ページの一番下段に載っておりますけれども、18款繰入金6,684万4,000円ということで、合計6億1,725万8,000円となりますけれども、これは先ほど申し上げました当初の3億641万4,000円と今回と前回の第1号を足して、合計が6億1,725万8,000円ということで、差し引きをいたしますと、現時点の見込みとしまして、残額は15億6,134万4,000円の見込みとなっております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。一生懸命書いたのですけれども、ざくっと申しますと、21億円ほどあったものが、15億円ぐらいになったということで、よろしいですか。

しっかりと、やはり今の行政というのは見える化をしていかないとだめだと思うのです。わかりやすく、行政内だけで通用するような言葉等々で言うのではなしに、やはりしっかりと住民さんにわかるような言葉、また書式で示して、今回の1万円の給付金はこういうところから捻出させていただきました、財源はここですよというようなことは

しっかりしていかないと、いつも私ども愛荘町は財政難だということを住民の皆様にも言っております。そういったことも含めましてやはりしっかりと、行政もみえる化ということで努めていっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2番、村西です。今回のコロナの補正について、私も町として一生懸命それぞれの事業者なり住民に対して頑張って支援いただいているということに感謝を申し上げたいと思っております。

その中で、特に今回の補正の企画費、8ページのあいしょうエール商品券のことについて少しご質問をしていきたいと思っております。

先の町の単独の1万円の給付と、さらに今回、あいしょうエール商品券（プレミアム商品券）を発行いただくということで、これも地場の事業者支援ということで、大変地元のお店・事業者は期待も持っていていただいているのではないかなと思っております。

その中で、昨日の一般質問でこのプレミアム商品券は8月の第1週ぐらいに発行していききたいというような答弁をいただきました。それに関して若干ご質問をしたいと思っております。

まず、販売する場所はどのようなところで販売をしようと考えられているのか。そして一世帯2冊ということでお決めいただいているようですけれども、その販売のチェックの方法はどのような形で、二重買いがないようにしようと思っておられるのか。そして、このプレミアム商品券の住民への周知の仕方について、今考えておられることをお願いしたいと思います。

それともう1点は、プレミアム商品券のこの事業が総額6,900万円ということで予算額を見ておられますけれども、そのうちプレミアム分は4,900万円、ざっと計算・試算しますと、戸数8,100戸のうち約1,900戸ぐらいでそれぞれ2冊買われると、この4,900万円くらいになるのかなというふうに私は試算したのですけれども、この1,900戸の世帯がもっともっとたくさん買いたいというふうになった場合、例えばコロナ予算のほかの余っている予算をこちらへ回すとか、そういった考えはあるのかどうかというようなところ。

そして、6,900万円で発行経費が約2,000万円、この予算で見えておられます。4,900万円が実際の住民に渡るお金の部分とすると、経費的には約3割が消えていくというのですか、実にならないと思っておりますので、その圧縮についてもお考えをお聞かせ願いたいと

思います。

最後もう1つ、申し訳ないですけども、1万3,000円分で8,000円分が町内の中小の専門券だという説明も今聞きました。どのような町内の業種を考えておられるのか。業種を問わず希望する町内中小業者すべてオクケーにしてほしいなと思いますけれども、その考えについてもお願いをいたします。以上です。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 順を追ってお答えをさせていただきます。

まず販売場所に関するご質問でございますが、現在、関係の団体等と調整を行っておるところでございますので、確定のところではないのでずけれども、基本的には町内にございます公共施設のうち、例えばふれあい本陣であるとか三山館であるとか、そういった観光施設でありますとか、あとは各地域総合センター、あとは町内の大型量販店というか、スーパーさんにも販売のご協力をお願いできないかという調整を現在させていただいておるところでございます。いずれにいたしましても、住民の皆様が近くで交換ができるように、そういった形での販売場所の確保はしていきたいと考えております。

2点目の二重申請の防止方法でございますが、現時点で考えておりますのは、定額給付金等と同様に各世帯にまず郵送で交換券を郵送させていただくと。例えば引換券を2枚郵送させていただいて、その引換券と交換に商品券をお渡しするという形を想定しておりますので、この方法であれば二重の申請は防げるのかなと考えております。

3点目は周知の方法でございますが、これに関しては住民に対する周知、あと事業者に対する周知、双方が必要だと認識をいたしておきまして、住民に対する周知につきましては、基本的には広報媒体を用いた広報を早め早めの段階から行ってまいりたいと考えておりますし、事業者の皆様にも幅広くご参加いただけるように、商工会等を通じて説明会等を実施させていただければと考えております。

次、プレミアム分4,900万円でございますが、これにつきましては3,000円のプレミアムに対して世帯数8,100×2をいたした金額でございますので、発行総数すべてに関するプレミアム分を見込んでおるところでございます。

それ以外の事務委託費等に関しましてですが、種々の商品券の換金手数料でありますとか、先ほど申し上げました民間施設等におきます交換のための事務委託経費等につきまして、とりあえず枠として見させていただいておるところでございますので、今後の手数料であるとか、事務手数料につきましては、各事業者等と交渉していく中で枠内に

収めていくと。可能な限り経費については圧縮をして、適正な事務費の執行に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

最後の町内業種の考え方でございますが、基本的には業種の限定等については考えておりませんで、特に業種の差別なく、ご参加を希望される店舗につきましてはご参加いただきたいと考えておるところでございます。

○議長（河村善一君） ほかにありますか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。私もあいしょうエール商品券事業について、お尋ねをしたいと思います。今、ご質問のありましたことと重複する部分があるかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

最初に、町長にお尋ねをしたいと思うのです。実はこの5月8日の補正予算の時に、国から10万円、町から1万円という給付金を支給していただくという話がありました。その時に私は、このコロナによりまして収入が減額した人の補填というのが本来ですから、はっきり言いまして議員とか、あるいは町の町長以下職員の方とか、そのほかの高額所得者もそうですけれども、そういう方についてはあまり影響がなかったのではないかと。それを寄付をいただいて、それを原資としてプレミアム商品券という事業をやったかどうかということで、お伺いをいたしました。

前向きに検討するというようなご回答をいただきまして、今回こういう事業になったのかなと感謝をしているわけですが、この考え方は別に私だけでなく新聞紙上でも多くの方が発表されていますし、また町民の方からもそういうような意見等も賜っておりますので、一般的な考え方かなと。当町の議員の中の認識としても、そういうところがあるように私は感じておりますので、今回、この事業を実施されるにあたりまして、やはりプレミアム商品券事業というのは、民間事業も取り入れて非常に効果のある効率的な事業であるということで歓迎しているのですけれども、その申しあげました寄付行為の部分、その部分につきましてやはりそういうものを活用すべきでないかなということ強く申し上げたと思うのです。

今回見てみますと、国の地方創生臨時交付金とか財政調整基金の繰り入れとか、そういうところが原資となっております。先ほども町の財政を考えるならしっかりとというご発言もありましたけれども、そういうところの検討はしていただいたのかどうかというところを、1点として町長にお尋ねをしたいと、こういうように思います。

そしてから、2点目といたしましては、担当の政策監なり課長にお尋ねするのですけ

れども、先ほどありました事務委託費あるいは換金手数料、そういうところが見ておりますと事業費の26%を占めているということで、私ちょっと、やはりこれは過日の全員協議会でも村田議員から、ちょっと多いのではないかという発言もありましたけれども、私もそういうように思いますので、その積算根拠を一度示していただきたいと思いません。

そして、2点目になりますけども、この2億3,000万円という考え方、先ほど政策監から1世帯2冊、3,000円のプレミアムを付けてということで、それに1万円を足しこんでいくと2億3,000万円の事業費になると、こういうようなお話をいただきました。

ただ、この新型コロナの影響というのは非常に長期に及ぶものだと思うのです。町内企業とか住民にとりましても、この事業は長期にわたってしっかりと根付かせていかなければならないと思っておりますので、その考え方、もう少し今後の状況を見て、その規模を拡大をしていく、あるいは国の第2次補正予算が成立いたしましたので、そういう状況も見まして、今言いましたように、拡充を図っていくというような考え方があるのかどうなのかということをお尋ねしたいと思いません。

それともう1点は、この使用期間ですけれども、本年8月頃から始めるということですが、だいたい有効期間としてはいつまでを見込んでおられるのか、その3点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。5月の8日の時にも西澤議員から、今ほごの発言をいただいております。やはり地域の皆さんとともに、この困難をしっかりと乗り越えていきたいという思いでいらっしゃるというふうにも存じております。

この事業の中でその検討をしたかというところでございますけれども、確かに様々な連帯の仕方、またいろんな困難に対する支援のあり方ということ、それぞれ議会であったり私であったり、それぞれの考え、またそれぞれの主体において、その手法というのは確かに様々あるなというふうには私にとらえております。

今回、それぞれの私であったり議会の先生方からということをお原資としてというふうにはいたしまして、それが事業を構築するに至るかということ、なかなかそうではないというふうにも実態としてはとらえておりますので、今回はそのようなことを要請していくということには致さなかったというところでもございます。

様々の災害の支援であったり赤十字さんであったり、いろんな取り組みがある、そこ

に対してより関与をしながら、自分でできることをそれぞれで立場の方々にはなさって
いっていただくということが肝要だと、私も含めてでございますけれども、そのように
とらえております。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） まず、事務委託費等の積算根拠のところでございます
が、プレミアム分を除いた委託費等に関しまして、まず換金の手数料につきましては、
商品券1枚いくらという換金を金融機関で行っていただくところを予定しております
ので、総発行額に対して一定の係数を掛けた額を積算させていただいておると。販売委
託に関しましても、券を交換するにあたって1枚あたりいくらという形で委託料を計上
させていただいておるというところでございます。

一方で、個別のそれぞれ換金手数料の単位当たりのパーセンテージでございますとか、
販売事務委託料の1枚あたりいくらを想定しているかというところにつきましては、現
在、個別に各企業・各銀行と単位係数について交渉を行っておるところでございますの
で、詳細については差し控えさせていただきたいと思いますが、そういった考え方のも
とで積算をさせていただいたというところでございます。

また、今後の状況につきましてでございますが、今回の経済対策につきましては、ま
さに緊急事態宣言が開けたとはいえ、引き続き苦境にある地元経済であるとか、住民の
皆さんの生活をお支えするという観点で、総合的なパッケージとして経済対策を打ち出
させていただいたところでございます。そのため、基本的にはこの経済対策をしっかり
実行していくことこそが、コロナで傷ついた経済の再興でありますとか、今後に向けて
の反転攻勢の原資になっていくというふうには考えております。

今後、さらにこういった経済苦境が予想以上に長引くであるとか、なかなか底が見え
ないということも予想されますので、そういった今後の状況に関しましては、その
時々の経済状況であるとか、ニーズ等踏まえながら、機動的に対応してまいりたいと。

また、先ほどご指摘いただきました国の方で先週閣議決定されました補正予算に盛り
込まれております地方創生臨時交付金の増額分についても検討してまいりたいと、この
経済対策に当て込む分もあろうかと思いますが、今後の状況に応じて検討してまいりた
いと考えております。

プレミアム商品券の有効期間に関するご質問でございますが、財政の単年度の原則等
もございますので、基本的には年度内を有効期間と考えておりますが、諸々の決算上の

処理ですとか、会計上の処理等もございますので、3月いっぱいということではなくて、1月から2月の間くらいまでが有効期間というふうに一定定めさせていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。

町長にお尋ねをするのですが、私がやはり収入減収ということに対して、まあまあ議員とか役場の職員さんとか、そういうのは別にコロナの影響を受けてないと、こういうようなことを申し上げました。今回の事業に対しましては事業構築ということで、そういう給付はどうかというお話もありましたけれども、町長個人といたしまして、このあたりはどういうように考えておられるのか。収入減収ということに対しての対応ということについて考えておられるのか、確認をさせていただきたいと思います。

そして、政策監につきましては、これは予算審議をやっておりますので、「詳細なところは…」というようなお話であるのですけれども、できる限り詳細に示していただいて、予算審議に我々がしっかり応じていけるというようなところの考え方で対応をしていただきたいなと思いますので、その点だけ再度確認させていただきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど西澤議員から、収入の減収に関してということでおっしゃって、

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれ国からの定額給付金であったり、町からのそれに上乗せの1万円等々、このあたりをどのようにということなんだというふうにも存じますけれども、私も様々な機会をとらえながら申し上げておりますように、やはり地域においてその支出にしっかりと当てていただきたいということ、より困難な、特に町業者、それぞれの生活の方々、特に10万円の部分に関しては置かれていらっしゃる立場

というのもそれぞれございますので、それぞれのことに、ただこの1万円は少なくとも町内の経済振興ということに、ぜひそういう視点を持って当てていただきたいということは私も申しておりますけれども、私としてもやはり町内での様々な支出ということにしっかりと当てていきたいなというふうにとらえておるところでございます。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 事務費の観点でございますが、まずプレミアム商品券の流れについてでございますが、まず基本的に住民の皆様が引換券を郵送で受け取られた後に、各施設に行きましてその引換券と交換にプレミアム商品券の発行を受けるものでございます。そこでの交換の業務を各団体でありますとか、町の施設でやる場合もございますが、スーパー等に委託することも念頭に置いて、現在、事業者等と個別に調整をさせていただいていると。その換金業務にあたって、1枚いくらという形で事務を委託するにあたって必要な経費を最大限見積もったものを、今回積算をさせていただいたと。また換金手数料につきましては、実際そのプレミアム商品券を住民の方が商店等で使われて、その受け取った商店の方が金融機関に持ち込んで、例えば1万円のプレミアム商品券を支払い手段として受け取った後に、各種金融機関に持ち込んでいただいて、金融機関でそれを現金の1万円と換金するという業務を金融機関にはお願いをする。その金融機関に対して一定の手数料として、例えば1万円換金をいただいたら、その分の何パーセントかについてお支払いするというような枠組みを念頭に置いて、今回予算を積算させていただいたというところでございます。

それを前提といたしますと、まさに現在、各民間企業であるとか金融機関等と、どれくらいのパーセンテージであるとか、どれくらいの、1枚当たりいくらの換金手数料であるかといったことについて、交渉をさせていただいているところございまして、この場で具体的な金額を、その積算根拠をお示ししてしまうと、その交渉の場において、ここまでは町が出せるんだなということが判然としてしまって、逆に予算の適正な執行に結びつかない恐れもありますので、答弁は控えさせていただければと考えております。

いずれにいたしまして、予算の事務費の高めというところについてのご指摘につきましては、引き続き予算の適正な執行に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。先ほど財源的な話も出ました。私なりにこう

いう表をつくって、なぜこういう表をつくったのか、まず言いますと、我が町に対しての生活支援、当然、経済活動をどう後押しするか。同時に教育の部分。保護者の皆さんが子どもの教育に不安を感じている。それをしっかりと受け止めるということになると、本町においても少人数学級をどうするか、そして、できるだけ早い段階で温かい教育をしていけるか。となると、やはり今、二次補正等で示されているのが、10校に1校の割合ぐらいの先生の補充とか、そういうことしか予算化されていないと。じゃあ、本町は本町独自にどういう予算を組んで、今、本町の子どもたちが置かれている状況をどのように改善できるかなという努力をしていく、見られるかどうかというのが自分なりの国・県、そして基金繰入、こういう一覧表をつくってみました。

確かに我が町は、基金積み立ては国の指導のもとに「貯めよ、貯めよ」という指導で今来ているので、それは国の全体の地方政治における肩代わり、そのために今、基金積立をどんどんとさせていくという流れがずっと今日までであったのです。ですから、そういう町民施策をする上での基金の活用とかいう目的もあります。

ですから、そういう観点からこれを整理してみました。でも、この補正表で1つ出てきたのが、2億4,000万円の基金繰入をしたのだけど、これは私なりの解釈ですが、財源更正で3,000万円が、先ほど政策監が説明されたように、一般財源の3,000万円を国・県の支出金に財源振替されているので、私の計算上は、2億4,000万円は2億1,000万円に、そこで基金の負担は、でも新たに今そういう事業を展開するのに一般財源として必要なものが出てくるので、出入勘定はどうなっていくかと。これは帳簿上の話という問題も出てきますので、そこは深入りしません。

そういうことも含めて、私がここで言いたいのは、今求めているわけではなくて、経済活動の問題もあります。でもそれだけではないんだということ。学校問題もあるから、教育問題もあるから、そこにどれだけの予算が行って、やはりこういう環境を整えなければならぬから、これだけのお金が要る。じゃあ、それは二次補正が終わっても、二次補正で使えるかどうかも含めて検討されたらいいし、足らなければ国にもっと求めていくべきだと思っています、財源は。

講釈はこの程度にしておいて、私も2、3聞きたいのは、非接触型体温計、具体的な話ですが、公共施設に配付、80数か所に置くと。これは各自治会にも置くべきだと思っているので、各自治会・公民館に、自治会長さんに1個ずつ与えられるのかどうか確認をしておきたいと思います。

そしてエール商品券、今ほどいろんな角度で出ています。経済対策として私も賛成ですし、大事だと思っています。ただ1つ、答弁では、業種を限定しないという答弁がありました。同時に、事務委託費としてエール商品券1枚当たりの手数料という言い方をされました。じゃあ、この取りまとめてくれる団体と言いますか、企業さんと言いますか、委託先と言いますか、そこが、そこはまだ担当課で聞いているとまだ詰めができていないということらしいのですが、だから具体的には言えないのですが、この町内の店ですという登録をしなければならぬのかどうか、そこを確認させていただきたいと。

私、愛荘町の商店です。プレミアム商品券を業種は限定しないので町内の業者ですという登録をしなければならぬのか。これは事後処理でもでき得るのではないかと思うので、その確認をまずさせていただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） まず体温計でございますが、今回、公共施設における感染症対策目的の備品等整備といたしまして、各公共施設・小中学校等含めまして、非接触型体温計の調達に必要な経費を予算計上させていただいておるところでございます。そのため、今回調達する予定の物品につきましては、基本的に公共施設において配備をいたしまして、利用していくものを想定しておるところでございます。

お尋ねの各自治会への配付に関してでございますが、こういった性質上、現時点においてこの予算において個別の自治会にそういった体温計を配付するものの調達については考えておらないというところでございますが、一方で別途、自治会に対する補助事業に関しまして予算を計上させていただいているところでございます。各自治会におきまして仮にそういった非接触型体温計が必要ということでございましたら、この補助金を活用してご購入いただければと考えておるところでございます。

次に商品券の登録の可否に関してでございますが、基本的には登録業務でありますとか、そういったところにつきましては商工会等と連携しながら行っていきたいと考えておりますが、住民目線に立ちますと、やはりこの商品券が使えるのか使えないのかわからないといった場面も想定されるかと思いますので、例えばこの商店では使えますといったことを表すステッカーの配布等を通じて、ある程度の事実上の登録ということも必要なかなと考えておるところでございますが、詳細につきましては現在、商工会等と調整をさせていただいております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番(辰己 保君) ある程度答弁は想定しているのですが、自治会から20万円・30万円、自治会希望によって多少配慮するとかいうふうな答弁を全協でも聞いているわけですから、しかし、今言われるように今後のコロナの問題は、「これで、はい、解決します」ではなくて、ここの問題は非常に、感染防止対策はずっと考えなければならない。自治会活動を安心してしたいというのは、自治会皆さんの考えだと思うのです。早く集いをしたいということは、皆さん、同じだと思うのです。しかし、反面、どうだろうという不安を抱えた中、ひとつの安心して活動していける、町として全自治会に出していただきたい。自治会への補助金で申請があればではなくて、コロナ問題をどうとらえるかの問題ですから、行政の責任で配付していくと。ここは予算の関係なし、すべての自治会に、町長、そういう、今この予算でできるかどうかは別ですけどね、そういうものをすべての自治会に出していくべきではないかなと思います。公共施設、優先されるのは結構です。自治会も準公共性と言いますか、そういう部分ですので、私は別に自治ハウスにということではなくて、自治会さんに1つだけでも、精度の高いものを渡してほしいわけで、ですから、そういうことで町の立場で出してもらえないかなというふうに、ここは関連的に質問を、町長に答弁をお願いしておきたいと思います。

エールの問題ですが、確かに登録業務、いろんな見方があります。あるんですが、今、1枚当たりの手数料、しかも町内業者にするわけですから、よそのまちには使えないわけですから、手数料を渡します、確かに登録なんですが、それは業者の手挙げ方式というか、「うちが該当するのだろうか」ということになるかならないかは、その業者が決めるだろうし、だからそれは町に問い合わせをすれば確認できることだろうと思うのです。それで、のぼり旗を事務費として見ておられるのか、対象店ですとあって、のぼり旗を立ててもらおうのかどうかは知りませんが、そういうことですみ分けをしないでやるべきではないのかと思うのです。

確かに今日の新聞等を見ていると、ある団体の援助活動、経済活性化事業というものもあります。でもこれは町の事業としてするのだったら、町としてすべての人が使えて、もしくは経済恩恵が受けられる環境整備が必要ではないのかなと思うのです。

ですから、登録料を払って、あとの云々は、それはまた団体さんの自主活動でお願いしていくと、つながりができたら自主活動で頑張ってもらおうということにしてはだめなのかなと。それが町としての事業の取り組む姿勢ではないのかなと思っているもので、その点で登録というか、町の業者限定なしですので、そこの考え方をお尋ねしておきま

す。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 1つ目の体温計に関しましての、全部配布した方がいいのではないのかということに関してで、大変、おっしゃってらっしゃるご意向であつたりというのは共感するところも当然ございます。

私といたしまして、いろんな物事、行政が配布をする場合もケースケースによって、もちろんあってもいいだろうなとも思いますが、今回のことに関しましてはやはりそれぞれの自治体の主体的なご判断で、必要とするものをそれぞれ主体的な活動の中でご判断をいただき、ご購入をいただくという、その主体的な動きということをしっかりご支援申し上げるといったところでございます。

それぞれ字の中で動きを既にいただいでいらつしゃつたり、そういう備品をお持ちでいらつしゃつたりというのは、ケースケースによって異なりますので、ただ、辰己議員がおっしゃっているように、いろんなシチュエーションに応じて町がそういうところも心配りながらやっていただくということが大事でなかろうかというのは、そのことに関しては一一定、そういうところは当然あるかなとも存じます。

今回は主体的にご判断をいただきながら、必要な備品を必要な部分でご対応させていただいていく、それをご支援していきたいというふうに存じております。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 商品券の登録に関するご質問でございますが、基本的な考え方につきましては、先ほどご答弁させていただいたところではございますが、前提といたしまして整理をさせていただきたいのが、あくまで手数料云々のお話につきましては、あくまで我々が住民の皆様との交換業務に対して手数料をお支払いするところでございますので、参加する各事業者から手数料をいただくということではないということをごまぜ整理をさせていただきたいと思っております。

そのうえで、業者・業種であるとか、そういったところは問わない、限定しないとさせていただいておるところでございまして、ただ一方で、今回、大規模店と中小店の区別をさせていただいておるところもございまして、住民目線に立ちますと、要するに「この店舗というのはそもそも共通なのか、中小なのか」といったところが判然としづらいであるとか、「果たして本当にこの店舗で使えるのか」であるとか、そもそも「どこでも使えます」としてしまって、そういった登録等がなされていない場合に、逆

にこの商品券の存在自体をあまり知らない事業者さんにこれを持ち込んだ時の混乱が生じないかであるとか、またあと我々側としてもこの商品券はぜひ使っていただきたいという観点で、こういった事業者で使えますよといった広報も必要だと考えておりました、そういった点を総合的に考慮いたしますと、ある程度事前に登録いただいて、お互いに使えるという認識を持っていただくということも必要だと認識をしておるところでございます、そういった観点から一定の登録行為は行っていただきたいと考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 別に登録そのものがどうのこうのと私も言っている気はないです。当然、登録をされなかったら両者が不安だろう、買い手も、売り手も。それはもう重々理解しています。

その登録をするのは、もしある団体という形を取るのだとしても、それは町の事業なので、登録云々が、もしくは新たな何らかの料金発生が生まれることは、町の事業としてはおかしいでしょうという、私はさいてきに考えているのです。確かに、そういうパイプを持つことは、団体さんによっては大事なツールであるので、そこも否定をしているわけではないのです。

しかし、町の事業として業種も限定しないという条件をつけておられて、そこにそういう区分け的な、そういう行為が起こるのはちょっと違ってくるのと違いますねということだけを私は言っているのです、多くの方が登録されるという前提で行政事務を進めてもらわないと、そこにまず制約があるのはちょっと困るということだけを認識をして、どうしてもだったら役場が受け付けてくださいということを私は申し上げている、問題提起をさせていただいているというか、そうさせていただいているだけのところです。そういう幅広い考え方を持てるかどうかというのを今進言しているのです。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 登録行為をどこで行うかというところと関係してくるかと思います、基本的に先ほどから従来答弁しておりますとおり、登録行為これ自体について、町内に一致しておれば、それ以外の要素を持って排除することは当然ないわけでございますので、そういった各種団体等とあまり関係のない事業者であるとか、そういった事業者であっても、全く登録においてそういった異なる取り扱いを受けないといったことを担保する仕組みについては、検討をしっかりして制度を走らせてまいり

たいと考えているところでございます。

○議長（河村善一君）　11番、瀧　すみ江君。

○11番（瀧　すみ江君）　11番、瀧です。私からは2点についてお伺いします。

1つは10ページですけれども、愛知川駅のトイレの改修工事のことなんですけれども、新型コロナ対策ということで書かれていますので、やはりコロナ対策ということであれば、便座を洗浄するような、よく、押したら消毒液が出て、トイレットペーパーなどで便座を入った人が拭くと、そういうようなものがいろんなところで設置されていますが、そういうものが必要ではないかと思われまますので、洋式トイレいうことはこれからの時代には必要なことですので、ぜひ進めていただきたいのですけれども、そこら辺が必要だと思いますので、それについて答弁を求めます。

もう1点ですけれども、子どもの感染症の拡大防止ということですが、直接、この中の項目には、内容にはかからないのですが、関連ということで、コロナ対策ということでお許しいただけたらと思います。

幼・小・中、そして保育園など、子どもの集まっているところではそれぞれ感染対策が細かくされていることと思うのですけれども、この町内で目の届かない子どもの施設というと、町はかかわっていないのですけれども、サンタナ学園があります。サンタナ学園を見ていると、この頃テレビで放送があったりとか、新聞報道があったりしているわけですけれども、プレハブのととても小さい、狭い部屋に子どもがたくさん入っていて、3密を避けられない状態があると思っています。やはり町はいろんな法的なことも、規定とかもありまして関わってはいないと思うのですけれども、やはり町の中にある、町内で感染が起これたとすると町の責任になると思いますので、感染予防という点で町として何ができるのかということには考えなければならぬと思いますけれども、そういう点で、環境改善等々もあると思いますけれども、そういう点で町として何らかの対策を立てることが大事ではないかと思います。

それで、一昨日ですけれども、副知事が来られていろいろな物資をサンタナ学園に提供されたということが報道もされておりますし、お聞きもしているわけですけれども、私がお聞きしているのは、町長もその場に行っていたかということ。参加していただいていたということでお聞きしているわけです。実際に子どもたちの様子とか見ていただいて、コロナ対策という観点から、3密状態がどうなっていたのかということ、見ていただいておわかりかなと思うのですけれども、その点について町長がどう感じられた

かということと、それからやはり私が今申し上げましたように、町としての感染予防ということとどのようにこれから、サンタナ学園について考えていかなければならないかということ、お考えをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） トイレの改修でございますが、和式から洋式への転換、この行為自体がそもそも感染症対策という側面もございまして、より感染症対策を万全にするために、どういった設備であるとか、施設改良が必要かということについては、工事を実施していく過程で、予算との関係もございまして、その範囲内で行えることは可能な限りやっていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 町内の外国人学校であるサンタナ学園でございますが、由布副知事がお越しをいただきまして、私ももちろん一緒させていただいておりました。

コロナ禍にあつてのサンタナの状況がどうであったかということでございますけれども、確かに皆さん、マスクをしっかりとつけていたりとか、手洗いをしたりとか、そういう部分はケアをしていただいているというところでございます。

ただ、もちろんハード的な部分は様々制約がありますので、その点においては非常にご苦労をなさっているというところは、お教えもいただきましたし、それを拝見する中で感じるものもございました。

当町におきましても、やはり感染の予防にしっかりとお役立てをいただきたいということで、アルコールの消毒液をお渡しをさせていただいております。そのことは長田校長からも大変ありがたいことをしていただいたということをおっしゃっていただきます。

県内に全部で4つの外国人学校がございますけれども、これのそれぞれのあり方ということは県とも協力をしていかねばならないと思っております。当町のみで解決できるところではないというふうには存じます。現在、72人のうち町内の方が15名ぐらい、それ以外は彦根であったり、東近江であったり、近江八幡であったり、湖南であったり、近隣の方々の子供が通学をなさっておりますけれども、これはそれぞれの自治体にとっても、また県にとっても、この子どもたちの可能性をしっかりと確保して、また広げるようにしていかねばならないという思いは私も強く抱いておりますので、連携をしながら、よりよい状況につなげていきたいなと思っておるのが率直なところでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） G I G Aスクールの全体像について、教育長、教育次長にお尋ねしたいと思います。

今年度の当初予算で、プログラミング教育が必須化されるということで予算を組まれ、そしてまたハードを入れられました。今回、令和2年度に前倒して児童生徒一人1台の端末ということで、こういった構想を予算であげてこられたわけですが、到達スケジュールを見ましても、今年度はハードの整備だけかなというふうにも一部思いますが、現状どのようにとらまえておられるのかを、何点かお聞きしたいと思います。

そもそも、このG I G Aスクールの全体像というのは、先進国の中でも、特にA I人口が日本は遅れているということで、10年後、今小学校・中学校の子、10年後に間に合うようにこういった整備をしていっているように思います。

そういった中で、プログラミング教育との兼ね合い、整合というのか、それはどのようになっているのか。既に4月からということでしたけれども、もう現在4月・5月が休校になりまして、授業時間も200時間以上減っておるということで、なかなか大変なことだと思うのですが、その整合性が1つと、それとこのG I G Aスクールの整備される時に、具体的にどういう形で活用を考えておられるのか、指導方法についてはどうのように考えておられるのか。また、指導者の育成等もあると思うのですが、そういったことを、国からの指針があるのか、また、町の教育委員会での判断でやっていくのか、そこらをお聞きしたいと思います。

今年度は整備だけに終わるということであれば、どこまでを整備して、来年度からどういうふうと考えていくとか、そういう構想があればお聞きをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、ただいまのご質問にお答えをします。まず私から全体的な、基本的な考え方の部分を特にご説明申し上げたいと思います。

まず、現状をどう考えるかということでございます。ご指摘のとおり、ハード面あるいはソフト面の整備ということに関しましては、今回の臨時休業でも非常に本町のICT環境、制約された環境があるなというふうに私自身も感じたところでございます。そうした中で、学校の教員は様々な工夫をしながら、できる限りのICT環境を使った子どもたちへの学習支援をしたなというふうに、私は1点評価をしているところでございますけれども、脆弱というふうに言わざるを得ない今の環境でございますので、子ども

たちに不利益が生じないような整備を急ぐということが必要ではないかというふうに思っております。

それから、プログラミング教育との整合性ということでございますけれども、これはこれまでの議会の答弁の中でもご説明申し上げておりますけれども、プログラミング教育の中では、いわゆるプログラミング的思考という部分の育成という部分が非常に重要ということで、それをICTを使っていろんな手法により培っていくということでございますけれども、既に一定のソフトを入れた中でのプログラミング教育は実施しているところですが、確かにハード面・ソフト面の整備がさらに進みますと、例えば教員の活用の技術も上がり、あるいは子どもたちの慣れと言いますか、スキルアップも考えられますので、こうした部分、ご指摘のとおり両輪で進めていく必要があるな思っているところでございます。

それから、今後の具体的な計画、そういうものについて一定の指針があるのかというようなことですが、文科省からは一定のものが示されておりますけれども、今、本町の中におきましても、例えば校内研究の中でプログラミング教育を研究のテーマにしているような学校もございます。そうした研究成果を共有しながら、子どもたちにどのような教材あるいはどのようなソフトを使用することが、より効果的なのか、そういうようなことも含めて今後、一定の方向性というものをもっと具体的にしていきたいな思っております。

そうした過程におきまして、教職員の研修、実際に子どもたちに指導する教員のスキルアップも図っていかねばならないと思っておりますので、そのことも大事な事柄としてしっかり認識しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 実際、4月・5月、新年度になってから学校が休校になりました、本当に家庭でそれぞれの子どもたちは学習もし、宿題もし、いろいろしていたと思うのですが、全国的にもオンライン教育が全体でも5%くらいしかないということで、ほぼほぼ、そういったオンライン教育というのはできていない。当町でも全く家庭にもないし、そういう授業もやられてないと思うのですが、そこらをこのGIGAスクールによって全体像が構築されれば、そういったことにまで結びつけられていくのかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ご指摘のとおり、今回の休校によりましてオンライン授業等の重要性というものは全国で指摘されてきたところでございます。

特に双方向のやり取りができるということが一番将来的な目標になろうかと思えますけれども、今回のGIGAスクール構想のいろんな事業に関しましては、本町の十分でなかった部分を一気に穴埋めすると、そして子どもたちも教職員も十分に端末あるいはその他の機器・ソフトを活用して、スキルもそうですけれども、いろんな身につけなければいけない力を身につけていくというふうに結びつけたいと考えておりますので、教育委員会としまして、また町の考え方としまして、一気に進めていって、そして将来的に最先端というふうに言えるかどうかわかりませんが、かなり前の部分を走れるような、そういうところまでの整備に持っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

このように一人1台端末というふうな時代になってきますと、現場、教職員の先生が大変だと思います。そういったことで、教育振興課にしてもまたいろいろな指導等々が大変だと思いますが、ひとつこういった時代に突入したんだということで、前向きにとらまえていただいて、先進地になれるよう、半歩でも前に行けるよう、ひとつご指導いただきますようお願いして、終わります。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第39号 令和2年度愛荘

町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、6月6日から6月18日までの13日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、6月6日から6月18日までの13日間休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、6月19日（金）です。当日は午前9時から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定ですから、よろしくお願ひします。

また、議会運営委員会を6月18日（木）午後1時30分から開催しますので、よろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

延会 午前11時01分